

山陽小野田市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

- 1 この制度は、山陽小野田市において、この制度により事前登録をした者（以下「事前登録者」という。）に係る住民票（除票を含む。）の写し、住民票（除票を含む。）記載事項証明書、戸籍の附票（除附票を含む。）の写し、戸籍（除籍を含む。）謄抄本、戸籍（除籍を含む。）記載事項証明書（以下「住民票の写し等」という。）を、第三者（自己等^(注)の代理人及び自己等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいう。以下同じ。）に交付した場合に、その事実について通知するものです。

(注) 自己等・・・(住民票関係) 自己又は自己と同一の世帯に属する者
(戸籍関係) 自己、自己の配偶者、直系尊属又は直系卑属

- 2 第三者に事前登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、事前登録者又は法定代理人に山陽小野田市住民票の写し等交付通知書を送付します。
- 3 通知する内容は以下のとおりです。
 - (1)住民票の写し等の交付年月日
 - (2)交付した住民票の写し等の種類及び通数又は件数
 - (3)交付した住民票の写し等の交付請求者の種別
- 4 事前登録を希望する者（以下「申込者」という。）又は事前登録を受けている者（以下「事前登録者」という。）は、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続をすることができない場合は、代理人により事前登録の申込みをすることができます。
- 5 郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による事前登録の申込みは、次のいずれか該当する場合にすることができます。
 - ・ 申込者又は事前登録者が疾病等により直接、申込みをすることができない場合
 - ・ 他の市区町村に居住している場合
- 6 転出又は転居等により、事前登録をした内容に変更が生じた場合は、届出が必要です。
- 7 なお、事前登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除されたときは、事前登録を廃止します。